

「ゴルフ場利用税」の廃止を求める決議

ゴルフはスポーツである。国民体育大会をはじめとする各種競技大会の正式種目になっているのみならず、二〇一六年リオデジャネイロオリンピック競技大会から正式競技に復帰し、二年後に迫った二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、我が国で開催されることになっている。国際的にも競技スポーツとして確固たる地位が認められた人気スポーツである。

さらに、ゴルフは、子供から高齢者、障害者まで親しむことができ、健康寿命延伸にもつながることで注目される生涯スポーツでもあり、我が国では約九百万人がプレーする国民的スポーツとなっている。また、ゴルフプレー料金の低廉化が進み、ゴルフ場利用者の半数以上が年収五百万円以下であることなど、今や、ゴルフに特段の担税力があるわけではなく、ゴルフは生涯に渡る大衆スポーツとなっている。

その一方で、我が国では、消費税創設（平成元年）の際、パチンコ場やボウリング場等の娯楽施設利用税が廃止されたが、ゴルフについては、担税力のある裕福な者が行うスポーツであるとして「ゴルフ場利用税」が新設され、平成十五年度に一部非課税措置が導入されたものの、未だに存続している。スポーツであるにもかかわらず、ゴルフだけがいまだ競技者から税金を徴収している。

ゴルフ場は、他の屋外スポーツに比べ格段の行政サービスを受けていないとの調査結果がありながらも、近年では関係者の地道な努力によって、環境保全に貢献し、防災拠点となり、地域の雇用と経済を支える多面的機能が評価されるに至っている。

ただ、現在のゴルフ場を取り巻く環境は厳しく、ゴルフ場の数はここ十年で百八十三か所も減少しており、ゴルフ場利用税の収入額はピーク時の平成四年度の約一〇三四億円から平成二十九年度の四四七億円と半分以下となっていることから、ゴルフ場利用税に頼る市町村においても、今後、益々厳しい状況になる流れにある。

こうした中、ゴルフ場の利用にのみ単体で課税されることは、税の公平性の観点からも極めて不当なもので、ゴルフからは「なぜゴルフだけが差別されないければならないのか」との数多くの声が上がっており、国内外の各分野のゴルフ関係者からも廃止の強い要望が出ている。昨年末には、国際組織である国際ゴルフ連盟から、「ゴルフ場利用税が時代遅れで、不平等で且つ不公正であること。不平等な課税はオリンピックの価値を反映していないと共にスポーツへのアクセス

の増進に貢献しない」旨の書簡が寄せられている。またオリンピック関係者からも、廃止の強い要望を頂いているところである。

来年十月に消費税増税がなされれば、消費税との二重の課税による国民の負担感がより増大することになるのみならず、このままでは、二年後の東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、各国の代表選手からゴルフ場利用税を徴収することになる。組織委員会が立て替えることになっても、それはそれで問題が残る。

二年後には、いよいよ東京でオリンピック・パラリンピック競技大会を開催するにあたり、今年こそ、税制改正において、ゴルフはスポーツであるという点で「ゴルフ場利用税」の廃止を決定すべきである。

しかしながら、ゴルフ場利用税交付金はゴルフ場所在地方公共団体の貴重な財源とされていることから、廃止に際しては、代替的な財源確保に配慮し、スポーツ庁が中心となって、関係者とともに具体的な検討を進めることが求められる。

さらに、ゴルフ場を取り巻く厳しい状況下、ゴルフ場の振興方を講じることには、ゴルフ場の利用人口の増加やゴルフ産業の活性化等を通じた地域の雇用や地域経済の振興にもつながることから、地方創生に貢献できるよう、ゴルフ場所在地方公共団体とゴルフ団体等関係機関が連携し、ゴルフ場と地域が共に発展できる方策等の検討をすすめるべきである。

右、決議する。

平成三十年十一月三十日

自民党政務調査会文部科学部会

部会長 赤池 誠章

同 スポーツ立国調査会

会長 馳 浩

自民党二〇二〇年オリンピック・パラリンピック東京大会実施本部

本部長 遠藤 利明

同 ゴルフ場利用税廃止検討チーム

座長 中曾根 弘文

自民党ゴルフ振興議員連盟

会長 衛藤 征士郎